地方競馬全国協会 会報

第 264 号 平成 17 年 4 月

目 次

事業計画・事業報告 平成17年度事業計画

予算・決算 平成17年度予算

評議員会 平成16年度第2回評議員会の開催

競馬関係

登録関係 馬主及び馬の登録数調べ

騎手候補生関係 第81期騎手候補生の修了

第85期騎手候補生の入所

研修関係 研修実施状況(平成17年1月~3月)

規程関係

基本法令 地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

協会業務規程 地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部

改正

地方競馬全国協会免許試験事務細則の一部改正

平成17年3月~4月

できごと 平成17年3月

平成17年度事業計画

インターネットホームページの 「情報公開・個人情報保護」をご覧下さい。

平成17年度予算

畜 産 振 興 勘 定

収入

科目	17 年度	16 年度	科目	17 年度	16 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	2,802,475	3,493,224	畜産振興補助事業費	1,092,383	2,034,899
受入利息	12,313	13,426	畜産振興事業費補助金	1,070,000	2,000,000
雑収入	16,167	8,721	畜産振興補助事務費	22,383	34,899
前年度繰越金受入	1,154,078	450,703	畜産振興事業費	191	51
			振替金		
			競走馬生産振興勘定への振替	230,195	-
			繰入金	2,650,264	1,916,124
			競馬連携勘定への繰入金	1,000,000	-
			管理勘定への繰入金	1,437,976	1,733,227
			退職給与引当金繰入	212,288	182,897
			予備費	12,000	15,000
収入合計	3,985,033	3,966,074	支出合計	3,985,033	3,966,074

競 馬 業 務 勘 定

収入 支出

科目	17 年度	16 年度	科目	17 年度	16 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	954,200	1,205,008	競馬業務費	608,657	646,449
競馬業務収入	21,772	23,485	登録業務費	14,265	17,536
登録料収入	17,715	19,215	免許業務費	6,298	7,505
免許手数料収入	2,434	2,618	調教師・騎手養成訓練業務費	109,342	129,025
専門職員派遣収入	1,623	1,652	専門職員養成訓練業務費	881	1,074
受入利息	2,475	1,648	専門職員派遣及びあっせん費	67,033	74,128
雑収入	31,098	14,211	競馬公正化促進事業費	371,638	417,181
前年度繰越金受入	161,166	55,775	競馬振興促進費	39,200	-
			繰入金	550,054	638,678
			管理勘定への繰入金	479,291	577,713
			退職給与引当金繰入	70,763	60,965
			予備費	12,000	15,000
収入合計	1,170,711	1,300,127	支出合計	1,170,711	1,300,127

競走馬生産振興勘定

収入

科目	17 年度	16 年度	科	目	17 年度	16 年度
	千円	千円			千円	千円
交付金収入			競走馬生産振興事業	業費		
中央競馬会交付金収入	2,000,000	-	競走馬生産振興補	助事業費	2,230,000	-
振替金			競走馬生産振興事	業事務費	195	-
畜産振興勘定から振替	230,195	-				
収入合計	2,230,195	-	支出台	計	2,230,195	-

競 馬 連 携 勘 定

収入 支出

科	目	17 年度	16 年度	科	目	17 年度	16 年度
		千円	千円			千円	千円
交付金収入				競馬連携事業費			
中央競馬会交付金収入		-	-	競馬連携事業費補助	金	942,000	-
繰入金				競馬連携事業事務費		58,000	-
畜産振興勘定から	ら繰入金	1,000,000	-				
収入合計		1,000,000	-	支出合詞	;†	1,000,000	-

管 理 勘 定

収入

科目	17 年度	16 年度	科	目	17 年度	16 年度
	千円	千円			千円	千円
繰入金						
畜産振興勘定から繰入金	1,437,976	1,733,227	管理費		1,840,059	2,204,787
競馬業務勘定から繰入金	479,291	577,713	企画広報費		77,208	106,153
収入合計	1,917,267	2,310,940	支出合計		1,917,267	2,310,940
収入総合計	7,155,744	5,266,201	支出総合計		7,155,744	5,266,201

平成16年度第2回評議員会の開催

平成 16 年度第 2 回評議員会は、3 月 3 日午前 11 時から世界貿易センタービル浜松町東京會舘において、農林水産省生産局競馬監督課首席競馬監督官、総務省自治財政局地方債課長ほか関係係官の臨席を得て、評議員 16 名の出席のもと開催された。協会から諮問した平成 17 年度事業計画(案)及び同年度予算(案)並びに同年度畜産振興補助事業実施計画(案)の議題について審議され、出席評議員全員によって異議なく了承された。

なお、この事業計画(案)及び予算(案)は、平成17年3月14日付けで農林水産大臣の認可を得た。

評議員

B	ŧ	2	3	職	名		
青	池	熏	Ų	全国公営競馬馬主連合	今会会長		
井	上	邦	彦	佐賀県競馬組合副管理	理者		
今	泉	敏	朗	岩手県農林水産部長			
今	原	照	之	(社)日本軽種馬協会	会副会長・常務理事		
岩	崎	充	利	(財)食品産業セング	ター理事長		
大	Щ	胳	#	全国公営競馬主催者	劦議会専務理事		
奥	村	寛	治	岐阜県地方競馬組合管	管理者代行		
小	畑	則	幸	兵庫県競馬組合副管理	理者		
河	田	直	美	石川県農林水産部長			
河	村	秀	世	日本放送協会			
				報道局スポーツ報道センター	-(ニュース番組)部長		
葛	和	義	孝	埼玉県浦和競馬組合副	副管理者		
佐	藤	<u> </u>	隆 北海道農政部長				
新	藤	秀	逸	(社)岐阜県畜産協会	会会長		
高	橋	秀	昌	胆振軽種馬農業協同網	組合代表理事組合長		
中	瀬	信	Ξ	(社)中央畜産会副会	会長		
仲	田	和	雄	特別区競馬組合副管理	理者		
中	谷	美泽	胄男	(社)兵庫県馬主協会	会会長		
33	田	皏	告	福山市長			
増	田	俊	=	東京新聞社友			
安	田	宏	正	熊本県副知事			
矢	作	和	人	全国公営競馬調教師名	会連合会会長		
米	田	博	正	全国山村振興連盟常	務理 事		
米	村	恵	子	江戸川大学社会学部	教授		

(平成 17年3月3日現在 五十音順 任期:平成20年2月13日)

馬主及び馬の登録数調べ

平成 17年3月分

登録件数等

区分	登 録	抹消	登録証	登録事項変更			
			再交付	住所	馬主	馬名	他
馬主	48	2	3	14			0
馬	631	345	1		420	6	2

競走種類別・年齢別の馬登録頭数

種別	平		地	ばん	÷ı
年齢	サラ系	アラ系	小計	えい	計
2 歳	401	3	404	0	404
3 歳	115	1	116	0	116
4 歳	67	0	67	0	67
5 歳	14	0	14	0	14
6 歳以上	30	0	30	0	30
計	627	4	631	0	631

ただし、登録事項の変更及び抹消については3月中に事務処理済みの件数である。

第81期騎手候補生の修了

協会は、第81期騎手候補生の修了式を3月30日地方競馬教養センターにおいて行った。 修了した者は9名で次のとおりである。

また、同時に騎手免許試験に合格した修了者9名全員に騎手免許証を交付した。

都道府県	氏	名	性 別	年 齢	所属調教師
北海道	桑村	真明	男	1 8	中 村 光 春
岩手県	高橋	悠里	"	1 7	鈴 木 七 郎
岩手県	山本	聡 哉	"	1 7	佐 藤 浩 一
神奈川県	町田	直希	"	1 7	秋 山 重 美
愛知県	竹田	吉 秀	"	1 8	安部弘一
兵庫県	奥 村	友 基	"	1 8	岡田利一
兵庫県	原	一貴	"	1 9	坂 井 光 政
佐賀県	青 栁	健一	"	1 7	髙 砂 哲 二
佐賀県	山本	和幸	"	2 0	土 井 道 隆

(年齢は3月31日現在)

第85期騎手候補生の入所

協会は、第85期騎手候補生の入所式を4月5日地方競馬教養センターにおいて行った。 入所試験に合格し、入所した者は11名で次のとおりである。

都道府県	氏	名	性別	年 齢	所属調教師
北海道	大 庭	健司	男	1 9	堂山芳則
埼玉県	國分	祐仁	"	1 5	浜 村 恵
埼玉県	須 藤	優	"	1 5	柘榴浩樹
千葉県	笠 野	雄大	"	1 7	柿本政男
千葉県	濱田	達也	"	1 6	坂 本 昇
東京都	早 田	功 駿	"	1 5	阪 本 一 栄
神奈川県	本 田	紀忠	"	2 0	髙 月 賢 一
愛知県	岡森	弘章	"	1 5	松本克幸
高知県	石 本	純 也	"	1 7	曽 我 心 一
佐賀県	坂 口	彦貴	"	1 7	東眞一
熊本県	田中	直人	"	1 5	(未定)

(年齢は4月1日現在)

研修実施状況(平成17年1月~3月)

平成16年度第6回騎手研修講座

平成17年2月1日(火)~2日(水) 1名

場所 大井競馬場裁決室

東京都戸崎圭太

平成17年2月8日(火)~9日(水) 1名

場所 荒尾競馬場裁決室

熊本県 田中純

平成16年度第7回騎手研修講座

平成17年3月8日(火) 1名

場所 大井競馬場裁決室

東京都的場文男

平成16年度第8回騎手研修講座

平成17年3月24日(木) 2名

場所 地方競馬全国協会会議室

熊	本	県	後	藤	孝	鎮	
高	知	県	西	Ш	裕	書	

平成16年度第2回発走委員業務研修

平成 17 年 3 月 1 4 日(月)~25 日(金)

2名

場所 地方競馬教養センター研修館

神奈川県川崎競馬場組合	松	田	智	雄	
石川県競馬事業局	村	上	成	人	

地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

地方競馬全国協会業務方法書(昭和三十七年八月三十一日大臣認可)の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成十七年三月十八日)から施行する。

(原文縦書)

目次

第一章~第四章 (略)

第四章の二 競馬連携計画補助事業 (第五十一条の二・第五十一条の三)

新

第五章~第九章 (略)

(業務運営の基本方針)

第二条 協会は、その<u>行う</u>業務の公共的重要性にかんがみ、関係諸機関との緊密な連絡のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(登録の拒否等)

- 第五条 協会は、馬主登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は 登録申請書若しくはその添付書類のうちに重 要な事項について虚偽の記載があり、若しくは 重要な事実の記載が欠けているときは、その登 録を拒否する。
 - 一~九 (略)
 - 十 住民基本台帳に記録されていない者(外国 人である場合には、外国人登録法に規定する 登録原票に登録のない者)

十一・十二 (略)

- 十三 組合で前条第三項第一号に規定する組合契約を締結していないもの
- 十四 組合でその組合員のうちに法人又は第一号から<u>第十一号</u>まで(第九号を除く。)のいずれかに該当する者のあるもの
- 2 (略)

(競馬の公正を確保するための措置)

第七条 協会は、第六条の規定により登録を行つ た後において公正確保上必要があると認める ときは、馬主(法人にあつてはその役員、組合 にあつてはその組合員)の出頭を求め、又は必 要があると認める書類の提出を求めることが ある。

(登録事項の変更等の届出)

目次

第一章~第四章 (略)

第五章~第九章 (略)

(業務運営の基本方針)

第二条 協会は、その<u>行なう</u>業務の公共的重要性 にかんがみ、関係諸機関との緊密な連絡のもと に、その業務を能率的かつ効果的に運営するも のとする。

IΗ

(登録の拒否等)

第五条 協会は、馬主登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は 登録申請書若しくはその添付書類のうちに重 要な事項について虚偽の記載があり、若しくは 重要な事実の記載が欠けているときは、その登 録を拒否する。

一~九 (略)

十・十一 (略)

- 十二 組合で前条第三項第一号に規定する組合契約を締結していないもの
- 十三 組合でその組合員のうちに法人又は第 一号から<u>第十号</u>まで(第九号を除く。)のいずれかに該当する者のあるもの
- 2 (略)

第七条 削除

(登録事項の変更等の届出)

· 旧

- 第八条 馬主は、次の各号に掲げる事項に変更が あつたときは、協会が別に定める様式の馬主登 録事項等変更届書に、その事実を証明する書 類、写真(法人又は組合である場合には、その 代表者の写真。第九条において同じ。)及び馬 主登録証を添え、遅滞なく、協会が別に定める ところによりこれを協会に提出しなければな らない。
- 2 · 3 (略)
- 4 馬主(法人である馬主にあつてはその役員、 組合である馬主にあつてはその組合員)が、第 五条第一項第一号から第三号まで又は第十号 のいずれかの規定に該当することとなつたと きは、当該馬主(法人又は組合にあつてはその 代表者)は、遅滞なく、その旨を書面で協会に 届け出なければならない。
- 5 (略)

(登録の取消し)

- 第十条 協会は、馬主登録を受けている者が次の 各号のいずれかに該当するときは、その登録を 取り消す。
 - 一・二 (略)
 - 三 第五条第一項第一号から第七号まで(第五 号を除く。)<u>又は第十三号</u>の規定のいずれか に該当することとなつたとき。

四・五 (略)

- 第十条の二 協会は、馬主登録を受けている者が 次の各号のいずれかに該当するときは、その登 録を取り消すことがある。
 - 一~六 (略)
 - 七 正当な理由がなく調教師と締結した競走 馬の預託に関する契約に基づく預託料を未 納している事実が判明したとき。

<u>八</u> (略)

- 九 第七条の場合において、正当な理由なく出 頭せず、又は必要があると認める書類の提出 を拒否したとき。
- 十 住民基本台帳に記録されていないことが 判明したとき(外国人である場合には、外国 人登録法に規定する登録原票に登録されて いないことが判明したとき)

十一・十二 (略)

十三 法人であつてその役員のうちに第五条 第一項第五号、第八号、第十号又は第十一号 の規定のいずれかに該当する者があること となつたとき。

第八条 馬主は、次の各号に掲げる事項に変更が あつたときは、協会が別に定める様式の馬主登 録事項等変更届書に、その事実を証明する書 類、写真(法人又は組合である場合には、その 代表者の写真。第九条において同じ。)及び馬 主登録証を添え、遅滞なく、協会が別に定める ところによりこれを協会に提出しなければな らない。

2・3 (略)

- 4 馬主(法人である馬主にあつてはその役員、 組合である馬主にあつてはその組合員)が、第 五条第一項<u>第一号から第三号まで</u>のいずれか の規定に該当することとなつたときは、当該馬 主(法人又は組合にあつてはその代表者)は、 遅滞なく、その旨を書面で協会に届け出なけれ ばならない。
- 5 (略)

(登録の取消し)

- 第十条 協会は、馬主登録を受けている者が次の 各号のいずれかに該当するときは、その登録を 取り消す。
 - 一・二 (略)
 - 三 第五条第一項第一号から第七号まで(第五号を除く。)<u>又は第十二号</u>の規定のいずれかに該当することとなつたとき。

四・五 (略)

第十条の二 協会は、馬主登録を受けている者が 次の各号のいずれかに該当するときは、その登 録を取り消すことがある。

一~六 (略)

七 (略)

八・九 (略)

<u>十</u> 法人であつてその役員のうちに第五条第 一項第五号、第八号<u>又は第十号</u>の規定のいず れかに該当する者があることとなつたとき。

十四 組合であつてその組合員のうちに第五条第一項第五号、第八号<u>第十号又は第十一号</u>の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

(登録の申請)

第十三条 (略)

2~4 (略)

- 5 協会は、登録するため必要があると認めると きは、第三項に掲げる書類のほか、次に掲げる <u>書類の提出を求め</u>、又は登録を受けようとする 者(法人又は組合にあつてはその代表者、共有 馬主にあつては共有代表馬主)の出頭を求める ことがある。
 - 財団法人日本軽種馬登録協会の馬名登録通知書
 - 二 競馬会が行う競走馬登録の抹消証明書
 - 三 調教師との預託契約締結を証する書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、会長が必要と 認める書類
- 第十八条の二 協会は、登録を受けている馬が次 の各号のいずれかに該当するときは、その登録 を取り消すことがある。
 - 一・二 (略)
 - 三 その馬に係る馬主が、第十条又は第十条の 二(<u>第十二号</u>を除く。)のいずれかに該当す ることにより、馬主登録を取り消されたと き。

四 (略)

(免許等の報告)

第三十一条 協会は、調教師又は騎手の免許をした場合には免許した調教師又は騎手の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに第二十五条の規定により調教師又は騎手の免許に付した制限を、調教師又は騎手の免許を取り消した場合には当該調教師又は騎手の氏名及び取消しの理由を、それぞれ農林水産大臣に報告するとともに主催者及び競馬会に通知する。

第四章 畜産振興補助事業 (補助事業の選定の基準)

第三十二条 法第二十三条の二十八第一項第六 号に係る補助の対象となる事業(以下この章に おいて「補助事業」という。)のうち次項の事 業以外の事業は、次の各号に掲げるもの(現に IΗ

十一 組合であつてその組合員のうちに第五 条第一項第五号、第八号<u>又は第十号</u>の規定の いずれかに該当する者があることとなつた とき。

(登録の申請)

第十三条 (略)

2~4 (略)

5 協会は、登録するため必要があると認めると きは、第三項に掲げる書類のほか<u>必要があると</u> <u>認める書類の提出を求め</u>、又は登録を受けよう とする者(法人又は組合にあつてはその代表 者、共有馬主にあつては共有代表馬主)の出頭 を求めることがある。

第十八条の二 協会は、登録を受けている馬が次 の各号のいずれかに該当するときは、その登録 を取り消すことがある。

一・二 (略)

三 その馬に係る馬主が、第十条又は第十条の 二(<u>同条第九号</u>を除く。)のいずれかに該当 することにより、馬主登録を取り消されたと き。

四 (略)

(免許等の報告)

第三十一条 協会は、調教師又は騎手の免許をした場合には、免許した調教師又は騎手の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに第二十五条の規定により調教師又は騎手の免許に付した制限を、免許証の記載事項を変更した場合には、当該変更に係る事項を、調教師又は騎手の免許を取り消した場合には、当該調教師又は騎手の氏名及び取消しの理由を、それぞれ農林水産大臣に報告するとともに主催者及び競馬会に通知する。

第四章 畜産振興補助事業 (補助事業の選定の基準)

第三十二条 <u>法第二十三条の二十二第一項第五</u> 号に掲げる業務に係る補助の対象となる事業 (以下「補助事業」という。) は、次の各号に 掲げるもの(現に国の行う補助の対象となつて

国の行う補助の対象となつているものを除 く。)のうちから地域的な畜産の振興に資する と認められるものを主として選定することと する。

一~五 (略)

2 法附則第五条第二項第二号の競走馬生産振 興業務に係る補助の対象となる事業は、地方競馬の事業からの撤退、認定競馬連携計画の実施 その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応 して行う競走馬の生産の振興に資するための 事業と認められるものから選定することとす る。

(補助事業の選定の申請)

第三十三条 補助事業を<u>行おう</u>とする者は、協会が別に定めるところにより、協会に、補助事業の選定の申請をしなければならない。

(補助事業の選定)

- 第三十四条 協会は、前条の規定による補助事業 の選定の申請があつたときは、当該申請に係る 補助事業の内容等について審査を<u>行い</u>、適当で あると認めたときは、補助事業として選定する ものとする。
- 2 (略)

(補助金の交付の条件)

- 第三十七条 協会は、協会が補助金の交付の決定 をする場合には、次の条件を付するものとす る。
 - 一補助事業を<u>行う</u>者(以下「補助事業者」という。)は次の(一)又は(二)に該当する場合には、あらかじめ協会の承認を受けなければならないこと。

(一)·(二) (略)

二~四 (略)

2 (略)

(補助金の確定)

第四十二条 協会は、前条の報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第四十五条 補助事業者は、第四十条又は前条の 規定による取消しを行う場合において、すでに IΠ

いるものを除く。) のうちから地域的な畜産の 振興に資すると認められるものを主として選 定することとする。

一~五 (略)

(補助事業の選定の申請)

第三十三条 補助事業を<u>行なおう</u>とする者は、協会が別に定めるところにより、協会に、補助事業の選定の申請をしなければならない。

(補助事業の選定)

- 第三十四条 協会は、前条の規定による補助事業 の選定の申請があつたときは、当該申請に係る 補助事業の内容等について審査を<u>行ない</u>、適当 であると認めたときは、補助事業として選定す るものとする。
- 2 (略)

(補助金の交付の条件)

- 第三十七条 協会は、協会が補助金の交付の決定 をする場合には、次の条件を付するものとす る。
 - 補助事業を<u>行なう</u>者(以下「補助事業者」 という。)は次の(一)又は(二)に該当す る場合には、あらかじめ協会の承認を受けな ければならないこと。

(一)・(二) (略)

二~四 (略)

2 (略)

(補助金の確定)

第四十二条 協会は、前条の報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第四十五条 補助事業者は、第四十条又は前条の 規定による取消しを行なう場合において、すで

補助金が交付されているときは、当該取消しに 係る部分に関し、協会が別に定めるところによ りその返還をしなければならない。

2 (略)

第四章の二 競馬連携計画補助事業 (補助事業の選定の基準)

- 第五十一条の二 法第二十三条の二十八第五号 に掲げる業務に係る補助の対象となる事業(以 下この章において「補助事業」という。)は、 次の各号のいずれにも該当するもののうちか ら選定する。
 - 一 法第二十三条の七第三項に定める認定を 受けた競馬連携計画(以下「認定競馬連携計 画」という。)と整合性があること。
 - <u>二</u> 法第二十三条の七第二項第六号に定める <u>協議会が設置されていること。</u>

(準用規定)

第五十一条の三 第三十三条から第四十九条ま で及び第五十一条の規定は、認定競馬連携計画 に係る補助事業について準用する。この場合に おいて、第三十三条中「補助事業を行おうとす る者」とあるのは「都道府県又は指定市町村は、 認定競馬連携計画に係る事業につき補助を受 けようとする場合」と、第三十四条第一項中「前 条の規定による補助事業」とあるのは「補助事 業」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第 五十一条の三において準用する前項」と、第三 十六条中「前条」とあるのは「第五十一条の三 において準用する前条」と、第三十七条第二項 中「前項」とあるのは「第五十一条の三におい て準用する前項」と、第三十八条中「前条」と あるのは「第五十一条の三において準用する前 条」と、第三十九条第一項中「前条」とあるの は「第五十一条の三において準用する前条」と、 同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条 の三において準用する前項」と、第四十条第二 項中「第三十八条」とあるのは「第五十一条の 三において準用する第三十八条」と、「前項」 とあるのは「第五十一条の三において準用する 前項」と、第四十二条中「前条」とあるのは「第 五十一条の三において準用する前条」と、第四 十四条第二項中「前項」とあるのは「第五十一 条の三において準用する前項」と、同条第三項 中「第三十八条」とあるのは「第五十一条の三 において準用する第三十八条」と、「第一項」

に補助金が交付されているときは、当該取消し に係る部分に関し、協会が別に定めるところに よりその返還をしなければならない。

2 (略)

とあるのは「第五十一条の三において準用する 第一項」と、第四十五条第一項中「第四十条又 は前条」とあるのは「第五十一条の三において 準用する第四十条又は前条」と、同条第二項中 「第四十二条」とあるのは「第五十一条の三に おいて準用する第四十二条」と、第五十一条第 一号中「第三十七条第一項」とあるのは「第五 十一条の三において準用する第三十七条第一 項」と、「第一号(一)の変更及び同号第(二)」 とあるのは「第五十一条の三において準用する 第一号(一)の変更及び同号第(二)」と、同 条第二号中「第四十条」とあるのは「第五十一 条の三において準用する第四十条」と、同条第 三号中「第四十二条」とあるのは「第五十一条 の三において準用する第四十二条」と、同条第 四号中「第四十四条」とあるのは「第五十一条 の三において準用する第四十四条」と読み替え るものとする。

(調教師又は騎手の免許に関する特例)

- 第七十三条 指定交流競走に出走させようとする中央登録馬を調教師又は指定交流競走に出走させる見けている調教師又は指定交流競走に出走させる馬に騎乗しようとする競馬会の免許を受けている騎手が競馬法施行規則(昭和二十九年農林省令第五十五号。第三項において「省令」という。)第五十六条第四項の規定による協会の調教師又は騎手の免許を受けようとする場合は、第二十三条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に、競馬会が発行した調教師免許証又は騎手免許証及び協会が必要と認める事項を記載した書類を添え、これを協会に提出しなければならない。
- 2 協会は、前項の規定による申請があつた場合 は、速やかに調教師又は騎手の免許をするとと もに、協会が別に定める様式の免許証を申請者 に交付する。この場合において、第二十六条第 二項に規定する免許手数料は、同項の規定にか かわらず、徴収しない。
- 3 省令<u>第五十六条第四項</u>の規定による調教師 又は騎手の免許は、当該指定交流競走に関して のみ効力を有する。

(調教師又は騎手の免許に関する特例)

- 第七十三条 指定交流競走に出走させようとする中央登録馬を調教しようとする競馬会の免許を受けている調教師又は指定交流競走に出走させる馬に騎乗しようとする競馬会の免許を受けている騎手が競馬法施行規則(昭和二十九年農林省令第五十五号。第三項において「省令」という。)第十三条第四項の規定によるる協会の調教師又は騎手の免許を受けようとする場合は、第二十三条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に、競馬会が発行した調教師免許証又は騎手免許証及び協会が別に定める事項を記載した書類を添え、これを協会に提出しなければならない。
- 2 協会は、前項の規定による申請があつた場合は、速やかに調教師又は騎手の免許をするとともに、協会が別に定める様式の免許証を申請者に交付する。この場合において、第二十六条第二項に規定する免許手数料は、同項の規定にかかわらず、徴収しない。
- 3 省令<u>第十三条第四項</u>の規定による調教師又 は騎手の免許は、当該指定交流競走に関しての み効力を有する。

地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要網

(平成 17年 3月 24日 16地全協畜第 128号)

(趣旨)

第1条 地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、地方競馬全国協会業務方法書第32条第2項 の規定に基づき、競走馬の生産の振興に資するための事業に係る経費について、毎年度、予算の範 囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)の選 定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の選定の基準)

- 第2条 補助事業の範囲は、別表に掲げる事業、その他競走馬の生産の振興上特に必要と認めるものとする。
- 2 補助事業を行う事業主体は次のとおりとし、各事業の事業主体となり得る団体は別表に掲げるものとする。
 - (1) 種馬の登録又は種雄馬の整備を主たる事業とする団体(以下「馬事団体」という。)
 - (2) その他協会が、特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)

(補助金の額の算出の方法)

第3条 前条第1項に規定する事業についての補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間以内とする。

(補助事業の選定の申請等)

- 第5条 補助事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書に、別表に掲げる申請書添付書類を添えて、協会に提出しなければならない。
- 2 補助事業は、当該年の4月1日以降に事業を開始し、翌年の3月31日までに完了するものとする。 ただし、やむを得ない事情があって協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 協会は、前条第1項の規定による補助事業の選定の申請があった事業につき適当であると認めたときは、補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合にあっては、適正な事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

(補助金の交付の条件)

- 第7条 協会は、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、別表に掲げる補助事業の 要件及び次に掲げる事項を補助金の交付の条件とする。
 - (1) 補助事業者は、協会が指定した経費に係る補助金については、相互に流用しないこと。
 - (2) 協会が指定したものの数量について、その 2 割を超えて変更しようとする場合には、あらかじめ協会の承認を受けること。
 - (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、すみやかに協会の承認を受けること。
 - (4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、すみやかに協会に報告すること。
 - (5) その他協会が必要と認めて付する事項

(補助金の交付の決定の通知)

- 第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に補助事業として 選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。
- 2 協会は、前条第2号に掲げる変更の承認をしたときは、補助事業者に対し変更した交付の決定の内容を通知する。

(補助事業の交付の申請の取下げ)

第9条 補助事業の交付の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)

- 第 10 条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を補助事業者に通知する。

(補助事業の完了等の報告)

- 第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 2 号による完了報告書に、別表に掲げる完了報告書添付書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 2 ヵ月を経過した日までに協会に提出しなければならない。
- 2 前項に掲げる書類のほか、協会が必要と認めるときは、別に必要な資料を提出させることがある。

(補助金の確定の通知)

第12条 協会は、前条第1項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、 交付の決定をしたときの補助金の額(第8条第2項の規定による交付の決定の変更又は第10条第2 項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の 額を確定し補助事業者に通知する。

(補助金の交付の方法)

第 13 条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業について は、概算払をすることがある。

(補助金の交付の決定の取消し)

- 第 14 条 協会は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 2 協会は、補助事業者が協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に沿って補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業(以下「間接補助事業」という。)を行う場合、間接補助事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助事業者に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

- 第 15 条 補助事業者は、第 10 条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。
- 2 補助事業者は、第17条の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において 返還すべき補助金があるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 12 条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、 その越える部分の補助金を返還しなければならない。
- 4 協会は、第1項の返還に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第2項によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金の納付)

- 第 16 条 補助事業者は、第 14 条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
- 3 協会は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産処分又は廃用の制限)

- 第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを、協会の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は補助金の交付の目的に反して使用、並びに廃用してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表に定められたそれぞれの耐用年数の期間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 協会は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することがある。

(報告の徴収)

- 第 18 条 協会は、補助事業者又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前条の規定により 指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には滅失報 告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならな い。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定めら れたそれぞれの耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(補助事業の監査)

第 19 条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、補助事業者及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。

(帳簿等の保管)

第20条 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業及び間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第11条の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第17条第1項のただし書の規定により処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。

(その他)

第21条 協会は、補助事業を行おうとする者又は補助事業者にこの要綱の規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱別表

事業名	要件	指定 事項	事業主体	補助の対象	補助率等 (標準事業費の 算出基礎)	申請書添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等保管書類
軽種馬の登録推進	増づ務と、高は登ある。	用禁止)	馬体 即		定 額 補助事業の実施期間 平成15年度から8年 間以内	プログライン (現的、場合では、) がいればいいははいる。 (別のでは、) がいる (別のでは、) がい	申認類たイ提該入等額告の明 と	エ 補助事業及び補助事業に関連する 事業の運営状況が明らかとなる書類 (事業報告書、決算報告書等) オ 補助事業により取得した財産又は 効用の増加した財産の運営管理を他に 委託した場合は、委託契約書(指示権 を有するきれの) カ 消費税及び地方消費税納税義務者 にあっては、消費税及び地方消費税の 納税等が明らかとなる書類(消費税及 び地方消費税に係る申告書及びその積 算の内訳等が明らかとなる書類)

事業名	要件	指定 事項	事業主 体	補助の対象	補助率等 (標準事業費の算 出基礎)	申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等保管書類
生産育成地馬防疫推進		事項 (相互流 用禁止)	体 特認団 体	育接 予入		添付書類 【共通】 ア 納税対応状況確認表 イ 定款(規約、寄付行為を含む。) ウ 前々年度の決算報告書 エ 前年度の事業計画書 オ 前年度の収支予算書 カ 役員名簿 キ 会員名簿 ク 出資賦課状況を明らかにした 書類 【当該事業】 生産育成地馬防疫推進事業実施 要領	不定更添後イのて係る額らすの間、 選変のの書っに係当か告そ等	【共通】 ア 補助事業関係往復文書(差し換えた場合は、差し換え後のもの) イ 補助事業に関する収入・支出関係帳簿(元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、預金通帳等) ウ
					報助事業の実施期間 平成17年度から3年間 以内			

事業名	要件	指定 事項	事業主体	補助の対象	補助率等 (標準事業費の 算出基礎)	申請書添付書類	完了報告 書添付書類	帳簿等保管書類
軽種馬革養	ア生等なのを的行必等対をでイ体た営支施づる要がつ組図取う要のす行あが軽構援要きこ件 地者一て織り組たな整るうる事作種造事領実との体と産等駆をに設に援の。主し経革実基す		主体 馬事団 体	経営構造改 革事業費 推進事務費	(標準事業費の 算出基礎) 定額 定額 補助事業の実施期間	【共通】 ア 納税対応状況確認表 イ 定款(規約、寄付行為を含む。) ウ 前々年度の決算報告書 エ 前年度の事業計画書 オ 前年度の収支予算書 カ 役員名簿	書 東京で東添ののイのてに係当か告は内と 【 ア定更添ののイのてに係当か告は内と 書 事又請で 足出当る消を減るそ等る 該 下で ちょう ない おいま でいま は まいま でいま は まいま でいま は まいま でいま ない まいま でいま は まいま でいま でいま でいま でいま でいま は まいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま	【共通】 ア 補助事業関係往復文書(差し換えた場合は、差し換え後のもの) イ 補助事業に関する収入・支出関係帳簿(元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、預金通帳等) ウ 補助事業に関する総会及び役員会の議事録 エ 補助事業及び補助事業に関する事業の運営状況が明らかとなる書類(事業報告書、決算報
								領収書及び旅費規程 イ 人夫の出役簿及び領収書 ウ 消耗品の納品書、請求書及び領収書 エ 会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 オ 間接補助事業業に関する収入・支出関係帳簿 キ 推進事務費の支出明細の明らかとなる書類
車業夕	亜 <i>件</i>	指定	事業	補助の対象	補助率等	中誌書添付書新	完了報告	框簿竿程等書精

事業名	要件	指定 事項	事業主体	補助の対象	補助率等 (標準事業費の 算出基礎)	申請書添付書類	完了報告 書添付書類	帳簿等保管書類
軽高研種度化	アづり手ーし者関ーて営指図あイ体た営導実基すく組経ズ得を係体軽に導るる「が軽高研施づる強りむ営にる育機と種対強もこ事作種度修要きこいに担の対指成関な馬す化の。業成馬化事領実と、馬取い二応導、がっ経るをで「主し経指業に施		馬体特体	経指導費 推進事務費 事務		ウ 前々年度の決算報告書 前年度の事業計画書 対 前年度の収支予算書 力 役員名簿 キ 会員名簿 キ 出資賦課状況を明らかにした 書類 【当該事業】 ア 軽種馬経 管高度化指導研修事業施計画書 ウ 要託事者の実施計画書 ウ 受託事者の定款、役員名簿、事業書 等	定更添ののイのてに係当か告は内と 【ア業イのウ業写申承付後 提、係る額らす、訳な 当 の 写 実し請認書変 完出当る消を減るそ等る 該間実委し受績書申類更 了に該仕費補額場のが暫 撃補概託 託報日、 告に助れ等金て合算ら 別要約 の書でのそも 書っ金に相額報にのか 事書書 事の変のそも 書っ金に相額報にのか 事書書 事の	イ 補助事業に関する収入・支出関係 帳簿(元帳、海票、財務諸表、金銭出 納簿、預助事業に関する総会及び役員会 の議事解した場合を 事業に関する総会会及び役員会 の議事解した関する総会会及び役員会 工 補助事業と関する総会会及び役員会 主 補助事業と関する総会会及び役員会 工 補助事業と関連をした関連を他に関する 事業はが明報告書を制定を は 事業の連営法とので、 は 事業の連営法とので、 は 事業の単端を は 方 相切の地ので、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが

事業名	要件	指定事項	事業主体	補助の 対象	補助率等 (標準事業費の算出 基礎)	申請書添付書類	完了報告書添付 書類	主な帳簿等保管書類
優良繁殖維馬導入促進	アな馬備め生の殖入さのこイ主成良馬進施基施と繁群す担産優牝をせでと、体し繁導事要づす。優殖をるい者良馬促るあ、事がた殖入業領きる良牝整た手等繁導進もる、業作優牝促実に実こ		馬団	優殖導進費 推務的 电弧电弧 医腹椎入事 進費 医睫入事 進費	定 額 定 額 補助事業の実施期間 平成 17 年度から 5 年間以内	【共通】 ア 納税対応状況確認表 イ 定款(規約、寄付行為を含む。) ウ 前々年度の決算報告書 エ 前年度の事業計画書 オ 前年度の収支予算書 力 役員名簿 キ 会員名名簿 ク 出資賦課状況を明らかにした書類 【当該事業】 ア 優良繁殖牝馬導入促進事業実施要 領 イ 間接補助事業の実施計画書	【ア定更添後イのて係る額らすのが書】、 申承付変 提、る消を減る積明類 当間実動書即でた出当仕費補額場算ら 該接施事又請さた報み税助し合のか 業補要業は書その告た金に相額報、訳な 事 難 との告に金に相額報、訳な 事 事 当	【共通】 ア 補助事は

事業名	要件	指定事項	事業主体	補助の 対象	補助率等 (標準事業費の算出 基礎)	申請書添付書類	完了報告書添付 書類	帳簿等保管書類
軽種馬海外流通	アの市取す海誘相対産術国け環備進と国馬へ拡るあイ主成種流事要づす軽場引る外致手す宵の内る境等すに内のの大もる「体し馬通業領きる海種及に調顧舌国る成供に輸のをるよ生海販をのこ事がた海促実に実こ外馬び関査客動に生技与お出整推こり産外路図でと業作軽外進施基施と		馬団体事	軽海通事 推務 建費	定額 補助事業の実施期間 平成17年度から5年間以内	【共通】 ア 納税対応状況確認表 イ 定款(規約、寄付行為を含む。) ウ 前々年度の事業計画書 エ 前年度の事業計画書 カ 役員名簿 キ 会員名名簿 ク 出資賦課状況を明らかにした書類 【当該事業】 ア 軽種馬海外流通促進事業実施要領 イ 間接託事業の実施計画書 ウ 委託事業の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等	【ア定更添後イのて係る額らすのが書 【ア業イのウ業写工係共 申承付変 提、る消を減る積明類 当 の 写 実し る まままで、主要では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	【共通】 ア 補助事業関係往復後のも支持の は

事業名	要件	指定 事項	事業主体	補助の対象	補助率等 (標準事業費の算 出基礎)	申請書添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等保管書類
軽種馬経営金特別融通			体	軽強金事 推進事 推進事務費 事務費 事務費 事務費 事務費 事務費 事務費 事務費 曹		【共通】 ア 納税対応状況確認表 イ 定款(規約、寄付行為を含む。) ウ 前々年度の決算計画書 オ 前年度の事攻支予 カ 役員員名簿 カ 出 書類 【当該事業】 ア 軽種無実施要領 イ 間接補助事業の実施計画書	のそのでは、ほの書っ金に相額をは、ほの書っ金に相類を開から出いる消をでは、ほの書いまたの書っ金に相額をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	【共通】 ア 補助事業関係往復文書(差) し換え た場合は、差し換え後のもの) 立場係に (養) のもの・支 出鉄を (根) の (相) の

要件 指定 事項 「					1-11 pt			
給安定緊急対 策	事業名	要件		補助の対象		申請書添付書類		主な帳簿等保管書類
	給安定緊急対 策	の応馬をた生すし繁廃変合当励すあイ体た産緊業に需し生確め産るて殖用更にた金るる が軽需急実基要た産立軽を者所雌等す雌りをもこ事作種給対施づに軽構す種廃に有馬用る馬の交の。業成馬安策要き対種造る馬業対のの途場頭奨付で 主し生定事領実		需給安定緊 急対策事業 費	定額 補助事業の実施期間 平成17年度から5年	ア 納税対応状況確認表 イ 定款(規約、寄付行為を含む。) ウ 前々年度の決算報告書 エ 前年度の事業計画書 オ 前年度の収支予算書 ク 侵員名簿 キ 会員名簿 ク 出資賦課状況を明らかにした 書類 【当該事業】 ア 軽種馬生産需給安定緊急対策 事業実施要領	ア定更添ののイのてに係当か告は内と 間請認書変 完出当る消を減るできる 該接事又請でし 報あ補入税助しのお書 する フに該仕費補額場のが書 事補 東公請でし 報あ補入税助し場のが書 事補 業 は書、た 告た助れ等金て合算ら より しいしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	ア 補助事業関係往復を含し換えた場合は、

事業名 要件	指定事項	事業主体	補助の対象	補助率等 (標準事業費の算 出基礎)	申請書主な添付書類	完了報告書 主な添付書類	帳簿等保管書類
その他を関われています。	かまる。 かまる必 と る か こ る か こ る が こ る 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	別にる業		案して別に定める。	ア 地域団体にあっては、事業主体の所 在地、事業実施場所、事業の範囲及び受 益区域を用らかにした地名 イ 納税対応状況確認表 ウ 定款(規約、寄付行為を含む。) エ 前々年度の決算報告書 オ 前年度の町収支予算書 キ 役員名簿 ケ 出資賦課状況を明らかにした書類 【当該事業】	申認類をは、 は、 は	イ 補助事業に関する収入・支出関係 帳簿(元帳、伝票、財務諸表、金銭出 納簿、預金通帳等) ウ 補助事業に関する総会及び役員会

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則(昭和三十七年度達第四号)の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この達は、平成十七年三月二十四日から実施する。

(原文縦書)

	(原又縱音)
新	旧
(削る。)	第五条の二 協会は、方法書第十三条第五項の規
	定により必要があると認めるときは、同条第三
	項に定める書類のほか、次に掲げる書類の提出
	<u>を求めることがある。</u>
	登録協会の馬名登録通知書
	<u></u> 日本中央競馬会の馬の登録の抹消証明書
	三 調教師との預託契約の締結を証する書類
	<u>四</u> その他協会が必要と認める書類
第五条の二 (略)	第五条の三 (略)
別記	別記
馬主登録審査基準	馬主登録審査基準
馬主登録の申請者が次の各号のいずれかに該	馬主登録の申請者が次の各号のいずれかに該
当するときは、その登録を拒否する。	当するときは、その登録を拒否する。
一~九 (略)	一~九 (略)
十二未成年者	十 <u>学生生徒又は</u> 未成年者
十一~十四 (略)	十一~十四 (略)

地方競馬全国協会免許事務細則の一部改正

地方競馬全国協会免許事務細則(昭和四十五年度達第五号)の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この達は、平成十七年一月三十一日から実施する。

(原文縦書)

別記

免許試験実施要領

第三 学力及び技術の筆記試験及び口頭試験の出題範囲

職種	事項	出題範囲
	学力	競馬関係法規、労働関係法規及び一般常識
調教師		1 馬の飼養及び調教に必要な技術並びに調教師補佐、騎手及び厩
10月子入口巾	技術	務員の指導に必要な知識
		2 調教師の業務に関する識見
	学力	競馬関係法規及び一般常識
調教師補佐	++ /+-	1 馬の飼養及び調教に必要な技術
	技術	2 調教師補佐の業務に関する識見
騎手	学力	競馬関係法規及び一般常識
河町 丁	技術	馬の飼養及び騎乗に必要な技術

別記

免許試験実施要領

第三 学力及び技術の筆記試験及び口頭試験の出題範囲

職種	事項	出題範囲
	学力	競馬関係法規、労働関係法規及び一般常識
調教師		1 馬の飼養及び調教に必要な技術並びに調教師補佐、騎手及び厩
ロ川子入口中	技術	務員の指導に必要な知識
		2 調教師の業務に関する識見
	学力	競馬関係法規及び一般常識
調教師補佐	技術	1 馬の飼養及び調教に必要な技術
		2 調教師補佐の業務に関する識見
	学力	<u>1</u> 競馬関係法規及び一般常識
騎手		2 教養(中学校卒業程度以上の国語、数学及び社会)
	技術	馬の飼養及び騎乗に必要な技術

旧

新

人事

地方競馬全国協会役員・職員の人事異動について

【職員の退職】 (平成17年3月31日付け)

石原一憲(企画部広報室長)

板橋弘忠(企画部付参事)

伊丹俊裕(公正部調査役)

岩井安博(企画部次長)

及川栄進(教養センター管理課)

蒲 莞爾(公正部参事)

神谷孝之(総務部付)

上山晃一(企画部長)

木本慎治(公正部首席公正専門役)

黒崎 勉(教養センター管理課)

小林 武(畜産振興部付参事)

須田美津子(畜産振興部付)

高橋 功(教養センター管理課)

高橋敏之(事業推進部長)

武山 誠(審査部登録課)

長尾茂行(企画部調査役)

新田貞夫(教養センター庶務課)

福島信夫(総務部次長)

福永光男(公正部長)

八巻寛子(公正部付)

山本 修(公正部参事)

善平朝雄(公正部調査役)

【配置換】 (平成17年4月1日付け) 室部長

企画部長 雨宮敬徳(事業推進部調査役)

企画部広報室長 野口和英(総務部調査役)

総務部考査室長 倉澤景晴(公正部上席専門役)

事業推進部長 小谷敏彦(公正部専門役)

審査部長 景山博文(企画部企画課長)

公正部長 小川 仁(審査部長)

氏名の括弧内は異動前の役職

できごと

平成17年3月

3月3日	平成16年度第2回評議員会(貿易センタービル)
3月9日	平成16年度第5回馬主登録審査委員会
3月12日	第81期騎手候補生修了記者会見(地方競馬教養センター)
3月14日	ダート競走格付委員会
3月15日	平成16年度第4回免許試験委員会
3月30日	第81期騎手候補生修了式(地方競馬教養センター)